

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二)

発行時において、その所得税が源泉徴収されるものとの計算に口れ利控所者よです当の出つ座る子除得又りある該ニしいにもにす税は算る者國十たて記の係

十三 初期利子

十四 初期利子

十八 十十十
七六五
募 払 元 償 償
集 場 利 還 還
期 所 金 金 期
間 支 額 限 子 以

平成十五年二月六日から平成十五
日本面成銀金二行額百四十円に十二
支成子をそ支の期とし、前六月間に
年六月二十日以後各月間に支払う。
額平利てを毎月二十日及び翌月に期
て五日業支成るの外に出場が債を金額
同号に日払次十とがを人金額へ前記
じに支にうの五とがを乗じたるに當該
お払当。算年式六月二十日以後各月に
いうたた式六月二十日以後各月に當該
てへるだに月引きに適用する。金額へ
規以としよ二定下きり十す、は支算日
る次、払出を期号そ期し支日及のがた
日にび翌銀金期つ第嘗行額と
 $\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

い十業休をし平
て五日業支成るの外に出場が債を金額
同号に日払次十とがを人金額へ前記
じに支にうの五とがを乗じたるに當該
お払当。算年式六月二十日以後各月に
いうたた式六月二十日以後各月に當該
てへるだに月引きに適用する。金額へ
規以としよ二定下きり十す、は支算日
る次、払出を期号そ期し支日及のがた
日にび翌銀金期つ第嘗行額と

十九

払
込
期
日

平年
成二
十月
五十
年四
二日
月ま
二で
十日